

2021年3月30日

株式会社 **千葉銀行**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客さまに対する  
融資条件変更手数料の免除期間の延長について

千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、この度の新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している状況を踏まえ、法人および個人のお客さまに対する融資条件変更手数料の免除期間を2021年9月30日（木）まで延長いたします。

手数料免除の概要は下記のとおりです。

記

対象となる お客さま	新型コロナウイルスの感染拡大により、事業や生活に影響を受けた法人及び個人のお客さま
実施期間	2020年3月16日（月）～ <u>2021年9月30日（木）</u> お申込み分まで
免除手数料	○事業性融資、住宅関連ローン <sup>※1</sup> （33,000円、税込） ○無担保住宅ローン、その他消費者ローン <sup>※2</sup> （5,500円、税込）

※1 金利選択型住宅ローン、即決式住宅ローン、L.L.ローンなど

※2 住まいのリフォームローン、マイカーローン、スーパー教育ローンなど

以上